

宮漁庶 第 71-1 号
令和6年 2月13日

組 合 員 各 位

宮古漁業協同組合
代表理事組合長 大 井 誠 治

令和5年度一共第106号漁場 まつも、ひじき、いわのり、
ふのり、ほんだわら、くぼがい、てんぐさ、つのだの口開
けについて

令和5年度一共第106号漁場のまつも、ひじき、いわのり、ふのり、
ほんだわら、くぼがい、てんぐさ、つのだの口開けを下記要領により実
施することになりましたので、お知らせ致します。

**尚、令和5年12月19日開催の臨時総会で漁業権行使規則の一部変更が承
認され、同年12月25日に認可となりましたので、くぼがい(つぶ)を除く操業に
ついては、一共第107号漁場でも操業可能となりました。**

(※くぼがい(つぶ)は、従来通り一共第107号漁場では操業出来ません。)

記

1. 操業日時

(イ) 期 間

- まつも、ひじき、いわのり、ふのり、てんぐさ、つのだ
令和6年2月14日から令和6年6月30日まで開放
- ほんだわら、くぼがい(つぶ)
令和6年2月14日から令和6年5月31日まで開放

(ロ) 時 間

日の出より日の入りまで

2. 採取漁具

- | | |
|-------------|------------------------|
| まつも、ひじき、つのだ | 【小刀】 |
| いわのり、ふのり | 【手つみ、貝殻】 |
| くぼがい(つぶ) | 【鏡(使用は正午まで)、たも】 |
| てんぐさ | 【鏡(使用は正午まで)、突金(てんぐさ突)】 |
| ほんだわら | 【鏡(使用は正午まで)、撚棒、かま】 |

※ 指定漁具以外の使用厳禁